

平成25年(あ)第729号 殺人, 殺人未遂, 現住建造物等放火被告事件
平成27年5月25日 第二小法廷判決

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人明石博隆, 同戸谷嘉秀及び同谷林一憲の上告趣意は, 判例違反をいう点を含め, 実質は事実誤認の主張であって, 刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお, 所論に鑑み記録を調査しても, 刑訴法411条を適用すべきものとは認められない。その理由は, 以下のとおりである。

第1 本件の事実関係と原審の判断等

1 本件の概要

本件は, 平成16年8月2日の未明, 被告人が, 自宅の東西に隣接する2軒の家屋内等において, 親族を含む隣人ら8名を, 順次, 骨すき包丁で突き刺すなどして, 7名を殺害し, 1名に重傷を負わせた後, 母親が現住する自宅にガソリン等をまいて放火し, 全焼させた事案である。

2 被告人が本件犯行に至った経緯

原判決の認定によれば, 被告人が本件犯行に至った経緯は, 次のとおりである。

(1) 被告人宅の東隣に居住する家族は, 被告人の親族であり, 被告人の家族からみて本家筋(被告人らの地域の言葉では「母屋」)に当たるところ, 被告人は, 子供の頃から, 母屋の家族は被告人の家族を見下しているなどと感じ, 反感や憎しみを感じていた。

(2) 平成12年頃, 母屋の飼い犬の件で苦情を言ったにもかかわらず, 何の手

立ても講じられなかったため、被告人は、骨すき包丁を携帯して母屋に抗議に行き、激高して、今回殺害された被害者の一人に対し包丁を突き付けるところまでいったが、それ以上の行動は思い止まった。

(3) その頃、被告人は、母屋の家族を殺し、建物も燃やしてしまおうと考え、一斗缶5本分のガソリンを購入して保管するようになった（その後、母屋に火を付けるのは止め、母屋の家族を殺した後、老朽化した自宅が報道されることがないように、自分の家の方を燃やすことにし、保管中のガソリンもそのために使うこととした。）。

(4) 被告人宅の西隣には、中高年の夫婦と成人した長男、長女の4人家族が暮らしていたところ、被告人は、その家族から、馬鹿にされ、陰口をたたかれているように感じていた。平成14年の6月か7月頃、西隣の家族の長男の自動車が公道にはみ出して駐車してあったため抗議に行ったところ、対応した西隣の家族と怒鳴り合いのけんかになった。被告人は、母親に促されてその場は引き下がったものの、止めにきた母親まで「くそ婆、黙っとれ」などと罵倒されるのを聞いて、激しい怒りを感じ、この上は、母屋の家族だけではなく、西隣の家族もまとめて殺さなければ気が済まないと思うようになった。

(5) 平成16年8月1日夜、被告人は、自宅北側に居住する隣人と口論になったことをきっかけとして、同人のほか、母屋の家族及び西隣の家族をまとめて殺害しようと決意し、本件犯行に至った。

3 第1審で実施された精神鑑定の結果及び第1審の判断

(1) 第1審で被告人の精神鑑定を命じられた山口直彦医師は、被告人は、本件犯行当時、妄想性障害・被害型（パラノイア）に罹患していたと診断した上、当該

障害に罹患している者の被害妄想を訂正させることは極めて困難で、妄想のテーマとなっている領域については、是非判断能力が著しく侵されていたと判断するのが妥当であるとの意見（以下「山口鑑定意見」という。）を述べている。

(2) 第1審で2回目の精神鑑定を命じられた山上皓医師は、被告人は、情緒不安定性人格障害と診断されるにとどまるとしつつ、被告人には表出性言語障害が認められ、これが人格形成に大きな影響を及ぼしたと考えられることや、隣人たちに対する強固な被害念慮が本件犯行を促す上で重要な役割を果たしたと考えられることなどを総合して考えれば、心神耗弱を認められても不当ではないような精神状態にあったと考えられるとの意見（以下「山上鑑定意見」という。）を述べている。

(3) 第1審は、被告人が精神障害に罹患していたとは認められないとして完全責任能力を認め、被告人を死刑に処した。

4 原審で実施された精神鑑定の結果及び原審の判断

(1) 原審で、山口医師及び山上医師の各鑑定意見についての鑑定を求められた五十嵐禎人医師は、以下のとおりの意見（以下「五十嵐鑑定意見」という。）を述べている。

被告人は、妄想性障害に罹患していたと診断でき、これを否定する山上鑑定意見は適切と思われない。山口鑑定意見は、臨床精神医学的には妥当であるが、生物学的要素から直接的に責任能力を判定するいわゆる不可知論的手法によっており、妄想性障害が本件犯行に与えた影響に関する考察は十分とはいえない。両医師の間診結果等から、被告人の妄想性障害が本件犯行に与えた影響について検討すると、被告人は、被害妄想のために、周囲から監視され、嫌がらせをされていると確信し、それに対する反撃として様々な脅迫的言動を行ったが、そうした言動のために隣人

たちから白眼視されるようになり、その結果、特定の隣人たちが自分たちを追い出そうとしているものと確信するようになり、その者たちに対する脅迫的言動がエスカレートするという悪循環に陥り、本件犯行の直前には、妄想性障害の病状が悪化し、被害妄想に基づく恨みや怒りが募り、衝動性や攻撃性がこう進んだ状態にあったと考えられる。そうした状態にあるときに、自宅北側の隣人との口論を契機として、本件犯行に至った。直接の契機が自宅北側の隣人との口論であったのに、被害者らのみを殺傷し、口論をした相手を攻撃することなく犯行を終了しているのは、本件犯行が妄想性障害の被害妄想に基づくものであることを示すものといえる。もっとも、被告人の被害妄想の内容は、特定の隣人たちが自分たちを追い出そうとしているというものであって、自分たちを殺傷しようとしているといったものではなかった。犯行時の記憶はおおむね保たれている。犯行時の行動も合目的的で首尾一貫している。以上からすると、被告人は、妄想性障害により、その判断能力に著しい程度の障害を受けていたものの、判断能力が全くない状態にあったとまではいえない。

(2) 原審は、以下のとおりの理由を示して、第1審判決の結論を是認し、被告人の控訴を棄却した。

ア 第1審判決のうち、被告人が妄想性障害に罹患していなかったとする点は、五十嵐鑑定意見に照らすと是認することができない。被告人の精神状態については、五十嵐鑑定意見に基づき認定するのが相当である。

イ しかしながら、五十嵐鑑定意見中、被告人が、妄想性障害により、その判断能力に著しい程度の障害を受けていたとする部分は、前提事実の評価を誤っており、合理性を欠く。五十嵐鑑定意見は、被告人と被害者側との長期にわたる確執、

それが深刻になった地域的社会的背景要因，被告人の元来の性格特徴と動機形成との関連性など，本件犯行に特有な事情について十分な考察がないまま結論を下しているといわざるを得ず，上記部分については採用することができない。

ウ 被告人の両隣の家族に対する殺意は，それぞれに先立つ被告人ら家族との確執を背景に，きっかけとなるもめ事が起こり，被告人がそれに憤慨したことによって形成されたものと認められ，被告人の性格傾向を考慮すれば，十分了解可能である。被告人は，隣人たちへの憎悪を募らせて殺害を計画し，警戒・監視を続けるうち，自宅北側の隣人から罵倒されて激高し，本件犯行に及んだものと認められるのであり，本件犯行当時，被告人の事理弁識能力，行動制御能力が著しく低下していたとは認められないとする第1審判決には，十分な合理性があり，是認することができる。

第2 当裁判所の判断

1 被告人の精神状態が心神喪失又は心神耗弱に該当するかどうかは法律判断であって専ら裁判所に委ねられるべき問題である（最高裁昭和58年（あ）第753号同年9月13日第三小法廷決定・裁判集刑事232号95頁）が，責任能力判断の前提となる生物学的要素である精神障害の有無及び程度並びにこれが心理学的要素に与えた影響の有無及び程度について，専門家たる精神医学者の意見が鑑定等として証拠となっている場合には，これを採用し得ない合理的な事情が認められるのでない限り，裁判所は，その意見を十分に尊重して認定すべきである（最高裁平成18年（あ）第876号同20年4月25日第二小法廷判決・刑集62巻5号1559頁）。本件についてみると，山口鑑定意見や山上鑑定意見を採用し得ないことは，五十嵐鑑定意見に基づいて原判決が判示するとおりである。一方，五十嵐鑑定

意見によれば、本件犯行当時、被告人が妄想性障害に罹患しており、本件犯行も一定程度その影響を受けたものであることは否定し難いというべきである。しかしながら、五十嵐鑑定意見中、被告人が、妄想性障害により、その判断能力に著しい程度の障害を受けていたとする部分については、以下のとおり、これを採用し得ない合理的な事情が認められ、これと同様の判断を示した上で被告人に完全責任能力を認めた原判決の結論は、当裁判所も是認することができる。

2 五十嵐医師は、被告人が7名もの人間を連続的に殺害するというのは尋常なことではなく、妄想性障害の影響で衝動性や攻撃性が高まっていたところに、きっかけとなる隣人との口論があつて、爆発的に興奮したからこそできたのではないか、その原因となる妄想性障害がなければ本件犯行は行われなかったのではないかという趣旨の意見を述べ、本件犯行時の被告人は、妄想性障害によりその判断能力に著しい程度の障害を受けていたと結論付けている。しかしながら、同意見は、原判決が指摘する以下のような事情を十分に考慮しないものである。

(1) 被告人は、子供の頃から短気で、些細なことに興奮しやすい性格で、小学生から高校生までの間に、嫌がらせをしてきた相手を包丁を持って追いかけたり、刃物で斬り付けたりするなど、自分に対し侮蔑的な態度を見せる相手に対しては強い攻撃性を見せる一方で、自分を尊重してくれる相手とは特にトラブルを起こすことはなかった。

(2) 被害にあった家族との間では、いずれも本件犯行の数年前に比較的大きなトラブルを起こしており、被告人は、それらのトラブルをきっかけとして、被害者らに対する殺意を抱くようになり、本件犯行の日まで殺害の機会をうかがっていた旨の供述をしているところ、そのような供述は、上記(1)のような被告人の性格傾

向や、被害者らとの長年にわたる確執を考慮に入れれば、十分了解可能で、不自然、不合理とはいえない。

(3) 被告人の唯一の精神症状である妄想は、被害者らが自分たちを除け者にし、陰口をたたいたり、監視したりしている、あるいは、自分たちを追い出そうと画策しているというものであって、自分たちの生命、身体を狙われていて、攻撃しなければ自分たちがやられるといった差し迫った内容のものではなかった。また、被告人らの居住する地区は、住民同士の付き合いが濃厚で、他人の言動がうわさ話になりやすい土地柄であったところ、被告人が被害者ら隣人から疎まれ、警戒されていたことは事実であり、被告人の家族ですら、疎外されているとか、様子を探られているとか感じていたから、被告人の妄想は、現実とかけ離れた虚構の出来事の内容とするものでもなかった。

(4) 本件犯行の際の被告人の行動は、合目的的で首尾一貫している。また、犯行時の記憶に大きな欠落はみられない。

(5) なお、被告人は、口論になった隣人を後回しにして、被害者らを襲うことにした理由について、最も強い恨みや憎しみを感じていた被害者らに逃げられてはいけなと考えたためである旨供述しており、そこにも特段の異常性はみられない。

3 上記2(1)ないし(5)に掲げた事情からすれば、本件犯行は、長年にわたって被害者意識を感じていた被告人が、母屋の飼い犬の件や西隣の家族の長男の駐車の問題といったトラブルにより被害者らに対する怒りを募らせ、殺意を抱くにまで至り、犯行前夜の自宅北側に居住する別の隣人との口論をきっかけに、この際被害者らの殺害を実行に移そうと決断し、おおむね数年来の計画どおりに遂行したもので

あって、その行動は、合目的的で首尾一貫しており、犯行の動機も、現実の出来事に起因した了解可能なものである。被告人が犯行当時爆発的な興奮状態にあったことをうかがわせる事情も存しない。被告人は、妄想性障害のために、被害者意識を過度に抱き、怨念を強くしたとはいえようが、同障害が本件犯行に与えた影響はその限度にとどまる上、被告人の妄想の内容は、現実の出来事に基礎を置いて生じたものと考えれば十分に理解可能で、これにより被害者意識や怨念が強化されたとしても、その一事をもって、判断能力の減退を認めるのは、相当とはいえない。

そうすると、被告人が、妄想性障害により、その判断能力に著しい程度の障害を受けていたとする五十嵐鑑定意見は、その結論を導く過程において、妄想の影響の程度に関する前提を異にしているといわざるを得ない。五十嵐鑑定意見につき、本件犯行に特有な事情について十分な考察がないまま結論を下しているとする原判決は、これと同様の判断を示したものと理解できる。また、以上によれば、被告人の事理弁識能力及び行動制御能力が著しく低下していたとまでは認められないとする原判決は、経験則等に照らして合理的なものといえ、所論がどのような事実誤認があるとは認められない。

4 念のため、量刑についても検討する。親族を含む隣人ら合計8名を襲撃し、うち7名を殺害し、1名に瀕死の重傷を負わせた本件殺人及び殺人未遂の結果は極めて重大である。被告人は、被害者らの頭部、頸部、胸部など身体の枢要部を、あらかじめ用意していた鋭利な骨すき包丁で次々と突き刺すなどして、7名につき殺害の目的を遂げている。一部被害者の命乞いの懇願も一顧だにしていない。本件殺人及び殺人未遂は、強固な殺意に基づく、冷酷かつ残虐な犯行というほかない。被害者らに殺害されるような落ち度はなかった。住宅地において未明に実行された本

件現住建造物等放火は極めて危険な犯行であり、建物を全焼させた上、近隣建物に対する延焼の危険を生じさせた点で強い非難に値する。本件殺人及び殺人未遂と併せ、地域社会に与えた影響も甚大である。被告人が妄想性障害に罹患しており、その障害が本件犯行に一定の影響を与えたことは否定し難いこと、被告人に前科がないことなどを考慮しても、被告人の刑事責任は誠に重大であり、原判決が維持した第1審判決の死刑の科刑は、当裁判所もこれを是認せざるを得ない。

よって、刑訴法414条、396条、181条1項ただし書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官徳久正 公判出席

(裁判長裁判官 千葉勝美 裁判官 小貫芳信 裁判官 鬼丸かおる 裁判官
山本庸幸)